



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナムの規制緩和の最新動向

1. はじめに
2. Resolution 66.17 の概要
3. Resolution 66.18 の概要
4. 終わりに

弁護士 萩原 亮太

弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2026年9月29日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです([https://www.tkao.com/column/column-vietnamnewsletter 23/](https://www.tkao.com/column/column-vietnamnewsletter-23/))。

1. はじめに

ベトナムでは、2025年から2026年にかけて、規制緩和が進められています。

具体的には、まず、2025年4月30日付のベトナム共産党中央執行委員会政治局の決議(Resolution No. 66-NQ/TW(Resolution 66))において、2025年までに矛盾や重複などの法規制のボトルネックを基本的に解消すること、2028年までに投資とビジネスに関する法体系を改善させ、投資環境のASEAN上位3カ国入りを目指すこと等されました。

その後、これを受け、2025年6月24日付のベトナム国会の決議(Resolution No. 206/2025/QH15(Resolution 206))では、一定の場合(法規制間に矛盾や重複がある場合等)において、法律の正式な改正手続を待たずに、政府決議又は国会常務委員会決議によって現行法律の一部規定を調整することが認められ、この仕組みの下、規制緩和等に関する政府決

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2026

議が多数制定されています(なお、本稿執筆時点までに確認できた Resolution 206 に基づく成立済み決議は、政府決議 26 件、国会常務委員会決議 0 件です。)

なお、これらの政府決議又は国会常務委員会決議の有効期間は、遅くとも 2027 年 2 月 28 日までとされています(Resolution 206 4 条 2 項 d 号、3 項)。また、関係機関は、これらの決議によって調整された事項について、2027 年 3 月 1 日より前に、所管の法令を制定し、又はその制定案を権限ある機関に提出することが求められています(同 6 条 4 項、7 条 1 項)。

そして、上記仕組みの下で制定された政府決議のうち、2026 年 5 月 15 日付 Resolution No. 66.17/2026/NQ-CP(Resolution 66.17)及び 2026 年 5 月 18 日付 Resolution No. 66.18/2026/NQ-CP(Resolution 66.18)は、ベトナムで現在事業を営んでいる企業のみならず、今後ベトナムへの進出等を検討する企業との関係でも大きな影響を及ぼすものと思われるため、本稿では、紙面の許す限り、これらの政府決議の概要を簡単に取り上げます。

2. Resolution 66.17 の概要

Resolution 66.17 は、条件付き経営投資事業分野(内資、外資を問わず、当該事業を実施するに当たって一定の条件が設けられている分野・業種)の削減等を行うものであり、2026 年 7 月 1 日から 2027 年 2 月 28 日まで有効とされています(同 6 条 1 項)。同政府決議の重要な内容の 1 つとして、投資法(Law No. 143/2025/QH15)別紙 IV の条件付き経営投資事業分野の一覧を 198 業種から 142 業種へ変更している点が挙げられ、変更内容の概要は以下のとおりです。

- ・ 47 業種(例えば、免税店事業、港湾運営事業、海上運送事業等)
 - ⇒ 条件付き経営投資事業分野の一覧から削除
- ・ 15 業種(例えば、保険事業(投資法別紙 IV No. 24)、再保険事業(同 No. 25)、保険仲介業(同 No. 26)及び保険代理店業(同 No. 27)等)
 - ⇒ 新たに整理した項目に再編・統合(例えば、上記については、保険事業(保険付随サービスを除く)(Resolution 66.17 別紙 No. 17)に統合)

また、原則として¹、同政府決議における条件付き経営投資事業分野に関する規定が、関連する法規範文書(法令等)と異なる場合には、同政府決議に従って実施するとされています(同 6 条 3 項)。

しかし、同政府決議上、この「同政府決議における条件付き経営投資事業分野に関する規定」の範囲は明確ではなく、条件付き経営投資事業分野のリストから削除されたものについて、個別の業法に規定されている事業の実施に必要な条件のうち、適用されなくなるものと、引き続き適用されるものとの範囲は必ずしも明確ではありません。そのため、具体的な取り扱いについては、事前に所轄当局に確認するのが安全と思われます。

また、外国投資家については、外国投資家に対する市場アクセス条件(外資比率等)にも留意する必要があるところ、外国投資家に対する市場アクセス禁止分野及び制限分野の一覧(Decree No. 96/2026/ND-CP 別紙 I の A 及び B)については変更がなされておらず、上記変更は、外国投資家に対する市場アクセス条件を直接変更するものではないことにご留意ください。

なお、Resolution 66.17 の制定・施行後、2026 年 8 月 24 日に、投資法のいくつかの条項を修正補充する法律(Law No. 24/2026/QH16)が制定され、同法では投資法別紙 IV の一覧が 137 業種に変更されており、同法は、一部の規定を除き、2027 年 3 月 1 日から施行されます(同法 2 条 1 項)。また、同法により同一覧から削除された業種については、同日以降、原

¹ 同条 2 項(同政府決議の公布日(2026 年 5 月 15 日)から 2027 年 2 月 28 日までの間に、同政府決議の規定に関連する条件付き経営投資事業分野に関する規定を有する法令等が、2027 年 2 月 28 日までに採択又は公布され、効力を生じる場合、本政府決議の対応する規定は、当該法令等の施行日から効力を失う)の場合は除くとされています。

則として投資・事業条件を充足することなく事業活動を行うことができる旨が定められています(同法 3 条 3 項 a 号)。

3. Resolution 66.18 の概要

Resolution 66.18 は、11 の省庁の所管分野における行政手続及び事業条件について、権限移譲、削減及び簡素化を行うものであり、原則として 2026 年 7 月 1 日から 2027 年 2 月 28 日まで有効とされています(同 7 条 1 項)²。同政府決議の重要な内容の一つとして、競争法(Law No. 23/2018/QH14)上の経済集中の事前届出基準の引上げが挙げられます。

具体的には、競争法上、経済集中³のうち、一定の届出基準に該当する場合には、経済集中の実施前に国家競争委員会に届け出なければならず(競争法 33 条 1 項、44 条 1 項、Decree No. 35/2020/ND-CP(Decree 35)13 条 1 項)、具体的な届出基準は、①経済集中参加事業者が信用組織、保険会社又は証券会社に該当する場合と、②それ以外の場合とで異なります(競争法 33 条 2 項、Decree 35 13 条 1 項、2 項)。

そして、Resolution 66.18 は、以下のとおり、②の場合の 4 つの届出基準のうち、(A)、(B)及び(D)の 3 項目の基準額を 2 倍に引き上げました(Resolution 66.18 別紙 I.2 の 2 号 2.2.B.III)。

指標	従来の基準 (Decree 35 13 条 1 項)	Resolution 66.18 に 基づく基準
(A) 経済集中参加事業者のベトナム市場での総資産	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループのベトナム市場での総資産が 3 兆ドン 以上に達している場合	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループのベトナム市場での総資産が 6 兆ドン 以上に達している場合
(B) 経済集中参加事業者のベトナム市場における総売上高又は仕入高	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループのベトナム市場での総売上収益又は購入取引高が 3 兆ドン 以上に達している場合	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、事業者又は当該事業者が構成員である連結事業者グループのベトナム市場での総売上収益又は購入取引高が 6 兆ドン 以上に達している場合
(C) 経済集中参加事業者の関連市場での合計市場占有率	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、経済集中参加予定事業者の関連市場での合計市場占有率が 20%以上である場合	経済集中実施予定年度の直前の会計年度における、経済集中参加予定事業者の関連市場での合計市場占有率が 20%以上である場合【変更なし】
(D) 経済集中の取引価値 ※ベトナム領土外での経済集中の場合には適用されない (Decree 35 13 条 3 項)	経済集中の取引価値が 1 兆ドン 以上の場合	経済集中の取引価値が 2 兆ドン 以上の場合

² なお、同政府決議 7 条 2 項に掲げる一部規定は 2026 年 5 月 20 日から施行されています。

³ 「経済集中」には、吸収合併、新設合併、事業者取得、事業者間の合併等が含まれます(競争法 29 条 1 項)。

上記の経済集中の事前届出基準の引上げにより、従来の基準であれば事前届出が必要であった一定規模の M&A 取引等について届出が不要となり、当該取引に係る対当局手続の負担が軽減されることとなります。もっとも、上記(C)の基準は変更されていないため、取引ごとに各基準への該当性を確認する必要があります。

4. 終わりに

上記 3 で言及した内容に加えて、Resolution 66.18 では、一定の事業分野について、従前の事前許可を中心とする制度から、通知、事後監査等を中心とする制度への移行が示されており（例えば、雇用サービス事業については、許可証の発給等の手続を行わず、所定の活動通知等を求める旨、労働者派遣事業についても、許可証の発給等の手続を行わず、保証金の預託並びに活動及び終了の通知等を求める旨規定されています（Resolution 66.18 別紙 I.4 の I.C、D））、このほかにも、同政府決議には多数の留意すべき点があることにご留意ください。

また、上記 1 のとおり、上記 2 及び 3 で取り上げた政府決議のほかにも、規制緩和に関する政府決議が多数制定されています。これらの政府決議によって調整された事項については、2027 年 3 月 1 日より前に正式な法令の整備を行うことが求められており、その一部については既に法改正が行われています。そのため、今後制定される法令及び経過措置を含む最新動向についても、引き続き注視する必要があります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上